

住民票・印鑑証明書を コンビニで取得できます



町住民課住民戸籍係 ☎028(677)6014

町では、コンビニエンスストアで“都合のよい時に”“どこでも”証明書の取得ができるコンビニ交付サービスを行っています。

サービスを利用するにはマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。

大変便利になりますので、ぜひご利用ください。



▲マイナンバーカード見本

- 取得できる証明… 住民票の写し・印鑑登録証明書
- 必要なもの… マイナンバーカード ※利用者用電子証明書が格納されたカード
- 対象コンビニ… 全国のセブンイレブン・ファミリーマート・ローソン・サークルKサンクス・セブオン
- 利用時間… 6:30~23:00(12月29日~1月3日を除く)
- 手数料… 1通250円(窓口より50円安)

《マイナンバーカードの交付を受けるには、申請が必要です》



郵送またはスマホ・パソコンで申請できます



① 郵送

通知カードと一緒に届いた個人番号カード交付申請書に記入、顔写真を添付の上、同封の返信用封筒に入れて投函します。

② オンライン(スマートフォン・パソコン)

顔写真を撮影し、申請用ウェブサイトアクセスし、顔写真を添付し、送信します。

※申請書を紛失した場合、住所・氏名が変更になっている場合は、新しい申請書をお渡します。住民戸籍係にお問い合わせください。

※申請方法など詳しくは、国の公式サイト「マイナンバーカード総合サイト」やパンフレット(通知カードと同封)をご覧ください。

[マイナンバーカード総合サイト](#) [検索](#)



受け取りは、住民課窓口へお越しください

カードの交付準備ができましたら、ご自宅に「交付通知書」を送付します。

届きましたら、同封のお知らせに記載の必要書類を持参して、住民課窓口へマイナンバーカード(個人番号カード)を受け取りにお越しください。

初回の交付手数料は無料です。



道路管理上のお願い

町建設課管理係 ☎028(677)6019

- 樹木が道路を覆ったり、道路にはみ出したりしていると、交通事故の原因になることがあります。また、枝が落下し、通行人にけがを負わせたり、車を破損させたりした場合、損害賠償を請求されることもありますので、注意して管理してください。
- 路肩の芝草などに除草剤を多用すると、道路に土砂が流れ出たり、舗装が崩れたりしてしまいます。道路の延命と美しい道路環境を守るために、除草剤の多用を避け、草刈りによる対応をお願いします。
- 農機具などに付着した泥を道路に落としたままにすると、スリップ事故の原因になるばかりでなく、周辺の人々の迷惑にもなります。泥を落とさないようご注意くださいとともに、落とした場合は、すぐに撤去してください。

安全で快適な道路環境を保つために、ご理解とご協力をお願いします

地籍調査を実施します

町建設課地籍調査係 ☎028(677)6097

町では、平成24年度から地籍調査を行っています。地籍調査は、土地に関する戸籍調査とも言われており、土地の所有者・地番・地目・境界・面積について、一筆ごとに調査や測量を行います。

今年度は昨年度に引き続き、大字東水沼、西水沼の一部の測量作業等を実施します。

正確な調査を行うためには、関係者の立ち会いのもと境界を確認するなど、土地所有者の協力が必要です。調査に関して、費用の個人負担はありません。町民の皆さんのご協力をお願いします。

【今年度事業対象地区】大字東水沼、西水沼の一部

